

千曲市環境審議会概要

平成29年7月18日13:30～
保健センター3階 集団指導室

出席者 委員11名出席

傍聴者 なし

1. 開 会 副会長
2. 会長あいさつ 会長
3. 市長あいさつ 副市長
4. 諮 問

諮問書交付

5. 審議事項 (1) 開発特別規制地区内行為の許可について

審議事項 (1) 開発特別規制地区内行為の許可について

- ・概要説明 (事務局)
- ・現地調査 (千曲市大字八幡地籍申請地)
- ・審議

○審議内容

委員	盛土・切土の施工量は。
事務局	盛土・切土は必要最低限の施工で行うよう、許可書の中で指示する。
委員	開発特別規制地区内の範囲は。この規制地区は景観を保護したいということか。
事務局	開発特別規制地区は、千曲市生活環境保全条例に規定する地区であり、別紙の地図で確認ください。開発特別規制地区内は特別な事由がない限り、住宅等工作物が建築できない。また、本案件の箇所は地下水特別保全地区であり、規制が一番厳しい地区になる。この地区に工作物を建築する場合は、審議会で意見を聴かなければならないとされている。この規制地区は自然を特別に残したい、地下水の採水制限をしたいということ。この地区は八幡上水道の水源が幾つかあることから、水源を守るために地下水の特別保全地区及び開発特別規制地区としている。千曲市生活環境保全条例上、普通保全地区内においても、一定の基準以上の動力を用いる井戸については届出が必要となる。
委員	今後この地区に同様の申請が多数あった場合の対応は。
事務局	開発特別規制地区は原則工作物の建築は出来ないが、条例上市長がやむを得ないと認めるものについてのみ認めている。前例としては、住宅と同様の形状であるが別荘は認められない。現時点の条件としては、自己住宅を建てる場所が他にない、千曲市に永住するということ。個々の申請において審議会で審議していく。
議長	他に意見等ありますか。 それでは、本件につきまして、適当と認めてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長	開発特別規制地区内行為の許可については、適当であると認める。
	答申書 (案) 配布

議長	答申書(案)について、お手元にお配りした案のとおりとしたいがよろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長	ありがとうございます。
事務局	それでは、会長から市長へ答申書をお渡しします。

6. 答 申

7. 閉 会 副会長